

10月1日(火)から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

☎ 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

3～5歳児の

保育所

幼稚園

認定こども園

などを利用する子どもと0～2歳児の住民税非課税世帯

の子どもが無償化の対象になります



利 用 施 設	保育料（施設利用料）	無償化の対象外となる費用						
公立・私立保育園 認定こども園（保育認定） （3～5歳児クラス） 町立保育園 西山・富士見 本郷・境・落合	無 償	食材費 <table><tr><td>主食費</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>副食費</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,600円</td></tr></table> ※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、世帯内第3子の子どもは副食（おかず・おやつなど）の費用が免除 ※0～2歳児までの子どもたちについては、主食費、副食費ともに保育料に含まれているため変更はありません。 	主食費	1,100円	副食費	4,500円	合計	5,600円
主食費	1,100円							
副食費	4,500円							
合計	5,600円							
公立・私立保育園 認定こども園（保育認定） （0～2歳児クラス） 町立保育園 西山・富士見 本郷・境・落合	〔非課税世帯は〕 無 償							
公立幼稚園 新制度に移行した私立幼稚園 認定こども園（教育認定）	無 償							
新制度未移行の私立幼稚園 こひつじ 幼稚園 聖母幼稚園	月額25,700円まで無 償 （子育てのための施設等利用 給付認定の申請が必要）							
幼稚園の預かり保育	月額11,300円まで無 償 【保育の必要性の認定が必要】							
認可外保育施設等 すすらん保育園 森のいえ ぽっち （その年度の4月1日時点で3歳～5歳）	月額37,000円まで無 償 【保育の必要性の認定が必要】							
認可外保育施設等 すすらん保育園 森のいえ ぽっち （その年度の4月1日時点で0歳～2歳）	〔非課税世帯〕は 月額42,000円まで無 償 【保育の必要性の認定が必要】							
障がい児通所施設 （その年度の4月1日時点で3歳～5歳）	無 償							



●【保育の必要性の認定】とは

保護者のいずれもが、「月64時間以上の就労をしている」、「出産前後である」、「疾病・負傷・障がいがある」、「同居親族の介護・看護をしている」などの理由により、保育が必要であるという認定です。

【保育の必要性の認定】を受けるには、利用の前に子ども課子ども支援係（2階⑩番窓口）に申請をしていた
 だく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

●ご注意ください

◇食材費や行事費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

このため、保育所等を利用する場合もその費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。

◇幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには富士見町から
 【保育の必要性の認定】を受けることが必要です。